

(6) 放課後子ども総合プラン(放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携)

これまで、放課後子どもプランにより、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携は推進されてきましたが、平成26年、国は放課後子ども総合プランを打ち出し、全国的に放課後児童クラブと放課後子ども教室の、より一層の連携・一体化を目指すこととなりました。

山北町では、従前から川村小学校内で、放課後児童クラブと放課後子ども教室が、連携して実施・運営していることから、同一敷地内の一体型クラブ・教室として位置付けられており、双方の児童の合同による活動で異年齢交流を促進しています。具体的には、放課後子ども教室の実施日には、放課後児童クラブの登録児童も放課後子ども教室のプログラムで過ごし、放課後子ども教室の終了時間とともに放課後児童クラブへ移行する形を取っています。今後は、放課後児童クラブと放課後子ども教室の関係性を維持しつつ、利用者のニーズや地域性を考慮し、実施日の増加や活動内容の工夫、小学校の空き教室が生じた際の有効活用の可能性の検討等、必要に応じて事業の拡充について検討を図っていきます。

また、放課後児童クラブを所管する福祉課と、放課後子ども教室を所管する生涯学習課とで、連携・協力体制を築き、情報の共有や円滑な運営を目指すための運営委員会を開催していきます。

なお、山北町立三保小学校の廃校に伴い、放課後子ども教室は令和3年度から1か所で実施していきます。

放課後子ども教室	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	2	1	1	1	1
(うち一体型)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)
実施回数	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日

(7) 子どもの貧困対策の推進

貧困対策推進法では、貧困家庭に対して「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」が必要だとされています。

山北町では、就学援助費の支給のほか、各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている食事の提供に要する費用について、低所得世帯を対象に費用の一部を助成しています。この他、本計画にある様々な取り組みを複合的に実施し、子どもの貧困対策を推進します。特に、相談先の周知に力を入れ、必要な家庭に必要な支援が届くように努めます。さらに、これらの施策を効果的に運用するため、切れ目のない支援と地域との連携強化を進めます。

なお、取り組みを進めるにあたっては、対象となる子どもや家庭に対する差別や偏見を助長することがないように、十分に留意して進めます。

7 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園の普及については、平成25年、幼稚園・保育所の現状と課題を整理し、それぞれの施設設置・運営のあり方について検討し策定した「山北町幼稚園・保育園のあり方基本方針」のもと、低年齢児保育の一層の充実、幼児教育の質の向上、集団保育の確保、既存施設及び人材の有効活用等の観点から、近接に立地する山北幼稚園とわかば保育園の2つの施設の連携による幼保連携型認定こども園の設置が望ましいと判断しました。

これを受け、平成26年には、町の施策推進のための重要な組織としての位置付けを持つ、「山北町幼保連携型認定こども園開設推進会議」を設置し、平成29年4月、幼保連携型認定こども園「やまきたこども園」を開設。低年齢児の定員の拡充や保育室の配置の最適化、一時保育事業、相談支援事業の開始により、様々な保育ニーズへの対応を図ってきました。

そして、令和元年、「山北町幼稚園・保育園のあり方基本方針」の策定から6年を経過し、幼稚園・保育所・認定こども園を取り巻く状況が大きく変化していることや、保護者のニーズもより多様化してきていることから、「山北町乳幼児教育・保育等のあり方基本方針」として今後の山北町の乳幼児教育・保育のあり方について見直しを開始し、令和2年度中の策定を目標に検討していきます。

8 教育・保育施設及び地域型保育事業者等との連携の推進

山北町におけるすべての教育・保育施設は公立のものであり、地域型保育事業についても、それらの定員が確保されていることから、民間事業者の参入は現在のところありません。今後も、確保方針が充足していることから、地域型保育事業の実施は当面不要としていますが、ニーズの動向や社会情勢を注視しつつ、必要に応じて参入の意向がある事業者と協議し、運営にあたっては既存施設と協調・連携を図ります。

また、幼・保・小連携については、従前から合同教育・保育を実施していますが、幼保連携型認定こども園も含め、連携・交流の活性化を図り、生活や学びの連続性を重視した教育・保育を推進します。

9 多様な事業者の参入意向の把握と参入促進

子ども・子育て支援新制度では、子育て支援サービスの提供を安定的に確保するため、公営の施設・事業によるサービス提供のみならず、民間事業者の参入を促進しています。

山北町では、これまでお示ししてきたとおり、幼稚園・保育所・認定こども園の設置は公立のみ、子育て支援事業各種は町が主体となって実施している状況であり、これらの充足率やニーズ量を踏まえると、既に一定量の確保方針が講じられており、民間事業者の参入の余地がないのが現状です。

また、児童人口も増加傾向は見られないことも考慮し、今後は、ニーズ量に応じた適切な保育の提供を行っていくために、公営施設・事業が不足する事態となった場合等に、必要に応じて民間事業者の参入意向の把握や参入の促進を図っていきます。

第5章

計画の推進

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園・認定こども園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

2 専門的な知識及び技術を要する支援に関する神奈川県との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、神奈川県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

3 進捗状況の管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要であると考えます。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、有識者や教育・保育の利用当事者等の町民委員から構成される山北町子ども・子育て会議において、様々な視点に立って点検および評価を各年度で行い、施策の改善につなげていきます。